文 教 厚 生 常 任 委 員 会 資 料 2 0 2 4 年 (令和 6 年) 3 月 6 日 福祉局生活支援室臨時特別給付金担当

低所得世帯に対する給付金事業(住民税非課税世帯等)の実施状況について

令和6年1月より取り組みを進めている低所得世帯への給付金(住民税非課税世帯・均等割のみ 課税世帯・子育て世帯へのこども加算)の実施状況を報告します。

1 事業の概要

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るため、住民税非課税世帯への7万円 給付に加え、住民税均等割のみ課税世帯に10万円の給付金を支給するものです。併せて、両給 付金対象世帯のうち、子育て世帯に対しては児童1人あたり5万円を加算して支給します。

各給付金の詳細は以下の通りです(※支給対象は基準日において本市に住民登録のある世帯)。

		【1】住民税非課税世帯	【2】均等割のみ課税世帯	【3】子育て世帯への加算
対	象者	令和5年度住民税均等割	令和5年度住民税所得割	【1】【2】の給付対象世帯
		の非課税者のみで構成さ	が課せられていない者の	の世帯主 (※同一世帯の
		れる世帯の世帯主	みで構成される世帯の世	18 歳以下の児童が対象)
			帯主(【1】を除く)	
基	基準日			
給付額		7万円/1世帯	10 万円/1世帯	5万円/児童1人
見込数		36,000 世帯	4,500 世帯	3,700 世帯(6,100 人)
予算措置		令和5年12月20日議決済み	令和6年1月17日専決済み	令和6年1月17日専決済み
予算	給付費	2,520,000 千円	450,000 千円	305,000 千円
額	事務費	90,000 千円	27,000 千円	30,000 千円
財源		国庫補助金(10/10)		

<給付金の構成>

【1】または【2】の支給に加え、生計を一にする児童がいる場合、 児童一人あたり 5 万円を加算して支給

【3】子育て世帯への加算(5万円/児童1人)



【1】住民税非課税世帯

(7万円/1世帯)

令和5年7月~

3 万円給付対象世帯



【2】均等割のみ課税世帯

(10万円/1世帯)

2 運用スケジュール(予定)及び実施状況

	【1】住民税非課税世帯	【2】均等割のみ課税世帯	【3】子育て世帯への加算
支給案内等	令和6年1月18日送付	令和6年2月末送付	令和6年2月末送付
手続き	①3 万円給付実績世帯	①公金振込口座等の登	①【1】世帯
	→申請不要	録がある場合	→申請不要
		→申請不要	加算分のみを支給
	②①以外は申請必要	②①以外は申請必要	②【2】世帯は10万円
	(電子申請可能)	(電子申請可能)	給付金と同手続き
支給時期	令和6年1月30日から	3月中開始予定	3月中開始予定

3 その他

最新の情報を市ホームページで随時掲載するとともに、広報あかしによる案内により周知を 図っていきます。